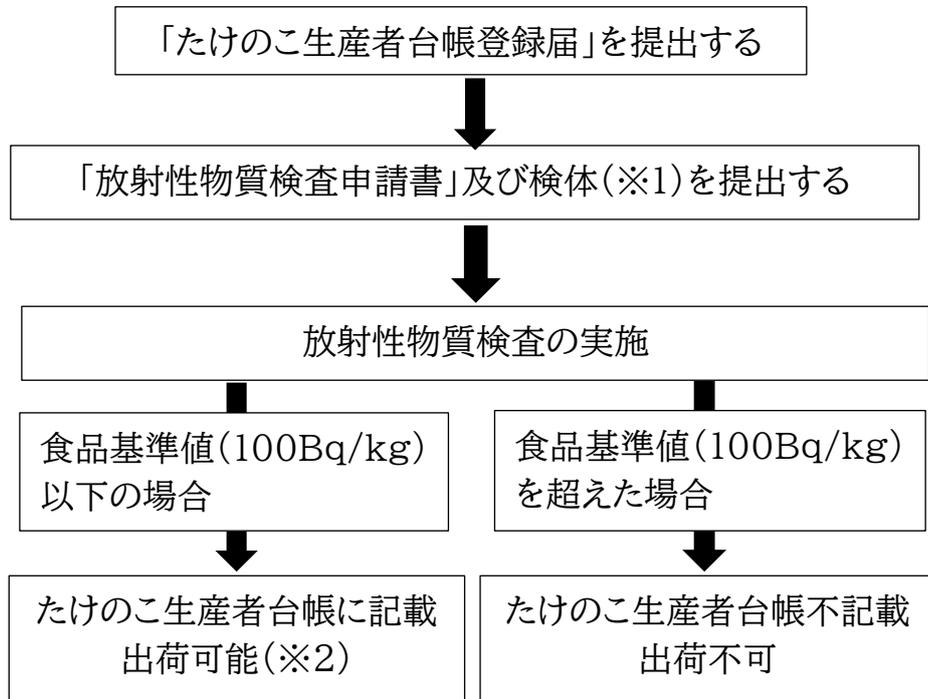


# 龍ヶ崎市産たけのこ出荷の流れ

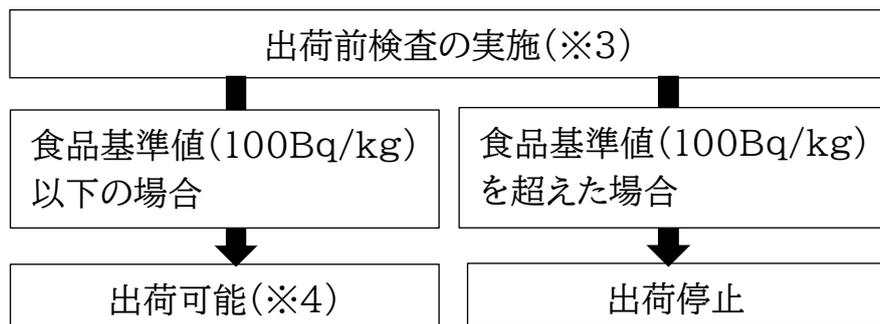
## 1. 新規生産者の場合



※1 皮を剥いたたけのこ1kgを農業政策課へ提出してください。

※2 「たけのこ出荷可能生産者証明書」の交付を希望される場合は、農業政策課まで申請してください。以後の手続きは、既存生産者の場合になります。

## 2. 既存生産者の場合



※3 たけのこの種類毎に、「たけのこ生産者台帳」に登載されている竹林所在地の中から1検体を検査します。なお、月1検体以上を検査することとなっています。

※4 「たけのこ出荷可能生産者証明書」の交付を希望される場合は、農業政策課まで申請してください。

なお、食品基準値の半分(50Bq/kg)を超えた場合は、出荷前検査の検体数の変更等がございますので、あらかじめご承知おきください。